資料１

令和７年３月１２日

三重県議会議長　稲垣　昭義　　様

三重県知事　一見　勝之

議案の訂正について

令和７年２月１７日に提出した下記の議案について、別紙のとおり訂正いたしたく、三重県議会会議規則第１５条第１項の規定により、議会の許可を得たいので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

件名

・議案第４９号　三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

【別紙】

議案の訂正について

令和七年三重県議会定例会議案（追加提案）

議案第四十九号　三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

（一）十七ページ

【訂正前】

改正後	改正前
第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二　（略）	第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二　（略）

【訂正後】

改正後	改正前
第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二　（略）	第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二　（略）

（二）十九ページ

【訂正前】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

」

を

「

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

」

に改める。

【訂正後】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

「

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

」

を

「

第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。 一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

」

に改める。

令和7年定例会 提出議案件名一覧表(2月17日及び3月4日上程分)

~~議案第2号~~	~~令和6年度三重県一般会計補正予算（第６号）~~	※２月２７日採決
~~議案第3号~~	~~令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第２号）~~	※２月２７日採決
~~議案第4号~~	~~令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第３号）~~	※２月２７日採決
議案第5号	令和6年度三重県一般会計補正予算（第７号）	
議案第6号	令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	
議案第7号	令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）	
議案第8号	令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第２号）	
議案第9号	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第２号）	
議案第10号	令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第３号）	
議案第11号	令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第２号）	
議案第12号	令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第２号）	
議案第13号	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第４号）	
議案第14号	令和7年度三重県一般会計予算	
議案第15号	令和7年度三重県県債管理特別会計予算	
議案第16号	令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算	
議案第17号	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計予算	
議案第18号	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	
議案第19号	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算	
議案第20号	令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算	
議案第21号	令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算	
議案第22号	令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第23号	令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第24号	令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算	
議案第25号	令和7年度三重県港湾整備事業特別会計予算	
議案第26号	令和7年度三重県水道事業会計予算	
議案第27号	令和7年度三重県工業用水道事業会計予算	
議案第28号	令和7年度三重県病院事業会計予算	

資料２

議案第29号	令和7年度三重県流域下水道事業会計予算
議案第30号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第31号	三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案第32号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第33号	三重県子ども条例案
議案第34号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第35号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第36号	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
議案第37号	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例案
議案第38号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第39号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第40号	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第41号	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第42号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第43号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第44号	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
議案第45号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第46号	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
議案第47号	三重県県税条例の一部を改正する条例案
議案第48号	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案第49号	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
議案第50号	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第51号	三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例案
議案第52号	三重県飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例の一部を改正する条例案
議案第53号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第54号	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第55号		公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第56号		公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第57号		三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
議案第58号		三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
議案第59号		企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第60号		病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第61号		三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
議案第62号		三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例案
議案第63号		包括外部監査契約について
議案第64号		防災関係建設事業に対する市町の負担について
議案第65号		農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第66号		土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第67号		工事請負契約の変更について（防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事）
議案第68号		工事請負契約の変更について（一般国道422号（下地工区）道路改良（下地トンネル（仮称））工事）
議案第69号		県道の路線廃止について
議案第70号		ありのままでみえっこプランの策定について
議案第71号		三重の森林づくり基本計画の変更について
議案第72号		三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の変更について
議案第73号		損害賠償の額の決定及び和解について
議案第74号		令和6年度三重県一般会計補正予算（第８号）
議案第75号		令和6年度三重県県債管理特別会計補正予算（第２号）
議案第76号		令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第１号）
議案第77号		令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第78号		令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第３号）
議案第79号		令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第３号）
議案第80号		令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第２号）
議案第81号		令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）
議案第82号		令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）

議　案　第　83　号	令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）
議　案　第　84　号	令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第３号）
議　案　第　85　号	令和6年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）
議　案　第　86　号	令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第４号）
議　案　第　87　号	令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第３号）
議　案　第　88　号	令和6年度三重県病院事業会計補正予算（第３号）
議　案　第　89　号	令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第５号）
議　案　第　90　号	令和7年度三重県一般会計補正予算（第１号）
議　案　第　91　号	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
議　案　第　92　号	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
議　案　第　93　号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議　案　第　94　号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議　案　第　95　号	工事請負契約について（盲学校・聾学校建築工事）
議　案　第　96　号	工事請負契約について（盲学校・聾学校電気設備工事）
議　案　第　97　号	工事請負契約について（盲学校・聾学校機械設備工事）
議提議案第１号	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

令和７年定例会２月定例月会議　請願審査結果一覧表

区　分	総　数	採　択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	1	1						
審査中分								
計	1	1						

（請願）

（新規分）

所管委員会	受理番号	件　　名	提　　出　　者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
教育警察	請 36	フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大について	四日市市西松本町 25－18 サウスヒルズ 111 号 三重こどもの未来をつなぐ会 代表　白村　春佳 ほか７名	龍神　啓介 辻内　裕也 荊原　広樹 吉田　紋華 石垣　智矢 芳野　正英 中瀬　信之 山内　道明 村林　　聡 小島　智子 長田　隆尚	採択	○

資料３

資料４

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

第１　条例改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理するものである。

第２　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

議提議案第二号

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案

右　提　出　する。

令和七年二月二十五日

提出者　野村　保夫
倉本　崇弘
村林　聡
藤根　正典
小島　智子
藤田　宜三
服部　富男
中嶋　年規
三谷　哲央

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

三重県議会個人情報保護条例（令和五年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十二条第五項において「番号法」という。）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。 十・十一　（略） （利用及び提供の制限） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されてい	（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。 十・十一　（略） （利用及び提供の制限） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されてい

るものをいう。）に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき	第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
（略）	（略）	（略）

第十七条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第三項にお

るものをいう。）に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき	第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
（略）	（略）	（略）

第十七条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情

いて「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一～九　（略）

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　次に掲げる個人情報ファイル

イ　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ～ト　（略）

二～三　（略）

3　（略）

（開示請求権）

第十八条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところ

報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一～九　（略）

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　次に掲げる個人情報ファイル

イ　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ～ト　（略）

二～三　（略）

3　（略）

（開示請求権）

第十八条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところ

ろにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一・二　（略） 2・3　（略） （利用停止等請求の手続） 第四十条　（略） 2　（略） 3　議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第四十八条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第四十九条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	ろにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 一・二　（略） 2・3　（略） （利用停止等請求の手続） 第四十条　（略） 2　（略） 3　議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下この章において「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第四十八条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第四十九条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

資料５

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案について

第１　規則改正の内容

請願、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電子情報処理組織を使用する方法等によりすることを可能とするとともに、会議時間の繰下げ又は延長を柔軟にすることができるようにするための規定等を整備するものである。

第２　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

議提議案第三号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右　提　出　する。

令和七年三月十九日

提出者　議会運営委員長　田　中　智　也

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　議事日程（第十七条―第十八条の二）	第三章　議事日程（第十七条―第十八条の二）
第十七条　（日程の作成及び配付等）	第十七条　（日程の作成及び配付）
第十八条・第十八条の二　（略）	第十八条・第十八条の二　（略）
第四章～第八章　（略）	第四章～第八章　（略）
第九章　請願（第六十七条―第七十二条）	第九章　請願（第六十七条―第七十二条）
第六十七条　（請願の方法等）	第六十七条　（請願書の記載事項）
第六十七条の二　（請願書の提出）	
第六十七条の三　（電子情報処理組織による請願）	
第六十七条の四　（請願の紹介の取消し）	第六十七条の二　（請願の紹介の取消し）
第六十八条～第七十一条　（略）	第六十八条～第七十一条　（略）
第七十二条　（陳情の処理）	第七十二条　（陳情書の処理）
第十章　公聴会及び参考人（第七十三条―第八十条）	第十章　公聴会及び参考人（第七十三条―第八十条）
第七十三条～第七十七条　（略）	第七十三条～第七十七条　（略）
第七十八条　（代理人又は文書等による意見の陳述）	第七十八条　（代理人又は文書による意見の陳述）
第七十九条・第八十条　（略）	第七十九条・第八十条　（略）
第十一章～第十四章　（略）	第十一章～第十四章　（略）
第十五章　会議録（第九十九条―第百二条）	第十五章　会議録（第九十九条―第百二条）
第九十九条　（略）	第九十九条　（略）

第百条　（会議録の配付等）	第百条　（会議録の配付）
第百一条・第百二条　（略）	第百一条・第百二条　（略）
第十六章～第十八章　（略）	第十六章～第十八章　（略）
附則	附則
（会議時間）	（会議時間）
第五条　会議時間は、午前十時から午後五時までとする。	第五条　会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議決があったとき又は議長が必要があると認めるときは、繰上げ又は延長することができる。
2　議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	2　会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
3　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。	3　（略）
4　（略）	（議案の提出）
（議案の提出）	第十一条　（略）
第十一条　（略）	2　（略）
2　（略）	3　議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付しなければならない。
3　議長は、前二項の議案の提出を受けたときは、これを印刷して議員に配付し、又は当該議案に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を議員に提供しなければならない。	（日程の作成及び配付）
（日程の作成及び配付等）	第十七条　議長は、議事日程を作成し、あらかじめ議員に配付する。
第十七条　議長は、議事日程を作成して、あらかじめ議員にこれを配付し、又は当該議事日程に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。	

2　（略）	2　（略）
3　議長は、前項の事項を議場で宣告し、議事日程の配付又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供に代えることができる。	3　議長は、前項の事項を議場で宣告し、日程の配付に代えることができる。
（委員長及び少数意見の報告）	（委員長及び少数意見の報告）
第三十一条　委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。	第三十一条　委員会の審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告をする。
2　（略）	2　（略）
3　前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、若しくは当該報告書に記載された事項を記録した電磁的記録を提供し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。	3　前二項の報告は、議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、又はその要旨を朗読したときは、省略することができる。
4　（略）	4　（略）
（発言の通告）	（発言の通告）
第三十九条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録で通告しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。	第三十九条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わった場合は、この限りでない。
2～4　（略）	2～4　（略）
（質問）	（質問）
第四十二条の二　（略）	第四十二条の二　（略）
2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書又は電磁的記録で通告しなければならない。	2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
（表決の順序処理）	（表決の順序処理）
第六十六条　（略）	第六十六条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最	3　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最

も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

4・5　（略）

第九章　請願

（請願の方法等）

第六十七条　請願は、次の方法によりすることができる。

一　請願書を提出する方法

二　法第百三十八条の二第一項の規定により、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（同項に規定する電子計算機をいう。以下この号並びに第六十七条の三第一項及び第三項において同じ。）と請願しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

2　請願は、平穏にしなければならない。

（請願書の提出）

第六十七条の二　前条第一項第一号の方法により請願しようとする者は、邦文を用い、請願の趣旨及び年月日並びに当該請願しようとする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した請願書を議長に提出しなければならない。

2　前項の場合において、当該請願を紹介する議員は、当該請願書に署名し、又は記名押印しなければならない。

（電子情報処理組織による請願）

第六十七条の三　第六十七条第一項第二号の方法により請願しようとする者は、議長の定

も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

4・5　（略）

第九章　請願

（請願書の記載事項）

第六十七条　請願書は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名又は記名押印の上、議長に提出しなければならない。

2　請願書には、紹介議員の署名又は記名押印がなければならない。

3　請願書の提出の手続は、平穏にしなければならない。

めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は前条第一項に規定する請願書に記載すべきこととされている事項を、当該請願しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、議長の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。	
2　前項の規定により請願しようとする者は、議長の指定する方法により当該請願者を確認するための措置を講じなければならない。	
3　第一項の規定によりされた請願が同項に規定する議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、議長は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。	
4　第一項の場合において、当該請願を紹介する議員は、前項に規定する書面に署名し、又は記名押印しなければならない。	
第六十七条の四　（略）	第六十七条の二　（略）
（請願文書表）	（請願文書表）
第六十八条　議長は、請願文書表を作成して、議員にこれを配付し、又は当該請願文書表に記載された事項を記録した電磁的記録を提供する。	第六十八条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。
2・3　（略）	2・3　（略）
（請願の委員会付託）	（請願の委員会付託）
第六十九条　議長は、前条第一項の規定による配付又は提供とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第六十九条　議長は、請願文書表の配付とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2　（略）	2　（略）
3　請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願がされたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。	3　請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。
（陳情の処理）	（陳情書の処理）

第七十二条　陳情又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願の例により処理するものとする。	第七十二条　陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。
（意見を述べようとする者の申出） 第七十四条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書又は電磁的記録であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。	（意見を述べようとする者の申出） 第七十四条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。
（代理人又は文書等による意見の陳述） 第七十八条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。	（代理人又は文書による意見の陳述） 第七十八条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。
（会議録の配付等） 第百条　会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。	（会議録の配付等） 第百条　会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

請願、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電子情報処理組織を使用する方法等によりすることを可能とするための規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

資料６

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

第１　条例改正の内容

公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電磁的記録による申出等を可能とするための規定を整備するものである。

第２　施行期日

令和７年４月１日から施行する。

議提議案第四号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右　提　出　する。

令和七年三月十九日

提出者　議会運営委員長　田　中　智　也

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一条～第二十五条　（略） 第二十六条　（代理人又は文書等による意見の陳述） 第二十六条の二～第二十九条　（略） 附則 （意見を述べようとする者の申出） 第二十二条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 （代理人又は文書等による意見の陳述） 第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	目次 第一条～第二十五条　（略） 第二十六条　（代理人又は文書による意見の陳述） 第二十六条の二～第二十九条　（略） 附則 （意見を述べようとする者の申出） 第二十二条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。 （代理人又は文書による意見の陳述） 第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電磁的記録による申出等を可能とするための規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

資料７

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要（追加提案・その3）

区　　分	件　　名	概　　要
		予　　算　　- 件 条 例 案　　- 件　　議案　4件 その他議案　　4件 認　　定　　- 件 報　　告　　- 件 提　　出　　- 件 計　　4件
◎その他議案 （4件）		
総務部	【議案第 98 号】 副知事の選任につき同意を得るについて	副知事に次の者を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定に基づき同意を得るもの 津　　市　　服 部　　浩
	【議案第 99 号】 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて	教育委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき同意を得るもの 津　　市　　横 山 史 子
	【議案第 100 号】 監査委員の選任につき同意を得るについて	監査委員に次の者を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき同意を得るもの 津　　市　　村 上　　亘
	【議案第 101 号】 海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を得るについて	海区漁業調整委員会委員に次の者を選任するにあたり、漁業法第138条第1項の規定に基づき同意を得るもの 鈴 鹿 市　　矢 田 和 夫 鳥 羽 市　　木 下 和 行 鳥 羽 市　　濱 口 利 貴 志 摩 市　　淺 井 利 一 志 摩 市　　田 邊 善 郎 度会郡南伊勢町　　辻 本 寛 一 北牟婁郡紀北町　　小 川 和 久 尾 鷲 市　　濵 田 浩 孝 熊 野 市　　濱 中 一 茂 多気郡明和町　　千 田 良 仁 伊 勢 市　　松 田 浩 一 津　　市　　倉 島　　彰 度会郡玉城町　　奥 村 卓 二 愛知県碧南市　　木 村 那津子 桑 名 市　　中 川 かおり

資料８

議　員　派　遣　一　覧　表

１　第９回全国自治体議会改革推進シンポジウム

（１）派遣目的

人口減少と少子高齢化が進展するとともに、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、多様な人材の活躍等による自治体議会の活性化を図るため、自治体議会議員が集まり具体的な取組事例や今後の展開等について意見交換し交流・連携を行うことで更なる議会改革の推進に資することを目的として開催するシンポジウムに出席する。

（２）派遣場所　　三重県四日市市

（３）派遣期間　　令和７年３月２６日　　１日間

（４）派遣議員

龍神 啓介　議員	辻内 裕也　議員	松浦 慶子　議員
荊原 広樹　議員	伊藤 雅慶　議員	世古　明　議員
吉田 紋華　議員	石垣 智矢　議員	山崎　博　議員
野村 保夫　議員	田中 祐治　議員	芳野 正英　議員
川口　円　議員	喜田 健児　議員	中瀬 信之　議員
平畑　武　議員	中瀬古初美 議員	廣 耕太郎　議員
倉本 崇弘　議員	山内 道明　議員	野口　正　議員
谷川 孝栄　議員	石田 成生　議員	村林　聡　議員
田中 智也　議員	藤根 正典　議員	小島 智子　議員
森野 真治　議員	杉本 熊野　議員	藤田 宜三　議員
東　豊　議員	長田 隆尚　議員	今井 智広　議員
服部 富男　議員	津田 健児　議員	中嶋 年規　議員
青木 謙順　議員	中森 博文　議員	山本 教和　議員
西場 信行　議員	中川 正美　議員	日沖 正信　議員
舟橋 裕幸　議員	三谷 哲央　議員	

資料９

３月２１日の議事予定

開　議

諸報告　・議案訂正の申出について
・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
・議提議案並びに議案の配付について
・財政的援助団体等の監査結果の配付について

日程第１　議案訂正の件

（休憩）　環境生活農林水産常任委員会
議会運営委員会

諸報告　・付託議案審査報告書の提出について

日程第２　議案第５号から議案第４８号まで及び議案第５０号から議案第９７号まで並びに議提議案第１号
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第３　請願の件
〔討論、採決〕

日程第４　議提議案第２号から議提議案第４号まで
〔採決〕

日程第５　議案第９８号から議案第１０１号まで
〔提案説明、採決〕

日程第６　議員派遣の件

休会の件
散　会

委員長会議
第２回議員勉強会
海外政務活動報告会

資料 10

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序（案）

【令和７年】

●５月　常任委員会（所管事項説明）

5/22(木)	総務地域連携交通	環境生活農林水産
5/23(金)	防災県土整備企業	医療保健子ども福祉病院
5/26(月)	政策企画雇用経済観光	教育警察

●６月　常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

6/18(水)	政策企画雇用経済観光（政・観）	防災県土整備企業（防）	医療保健子ども福祉病院(医)
6/19(木)	総務地域連携交通（地）	環境生活農林水産（農）	教育警察（教）
6/20(金)	政策企画雇用経済観光（雇）	防災県土整備企業（県・企）	医療保健子ども福祉病院(子・病)
6/23(月)	総務地域連携交通（総）	環境生活農林水産（環）	教育警察（警）

●10 月　常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

10/14(火)	政策企画雇用経済観光（雇）	環境生活農林水産（環）	医療保健子ども福祉病院(医)
10/15(水)	総務地域連携交通（地）	防災県土整備企業（県・企）	教育警察（警）
10/16(木)	政策企画雇用経済観光（政・観）	環境生活農林水産（農）	医療保健子ども福祉病院(子・病)
10/17(金)	総務地域連携交通（総）	防災県土整備企業（防）	教育警察（教）

●11 月　予算決算常任委員会分科会（単独開催）

11/６(木)	政策企画雇用経済観光	環境生活農林水産	教育警察
11/７(金)	総務地域連携交通	防災県土整備企業	医療保健子ども福祉病院

●12 月　常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

12/10(水)	政策企画雇用経済観光（政・観）	防災県土整備企業（防）	教育警察（教）
12/11(木)	総務地域連携交通（地）	環境生活農林水産（農）	医療保健子ども福祉病院(医)
12/12(金)	政策企画雇用経済観光（雇）	防災県土整備企業（県・企）	教育警察（警）
12/15(月)	総務地域連携交通（総）	環境生活農林水産（環）	医療保健子ども福祉病院(子・病)

○　（ ）内は、部局名。
総：総務部・部外、　政:政策企画部、 地：地域連携・交通部、 防:防災対策部、
医:医療保健部、子：子ども・福祉部、 環:環境生活部、 農:農林水産部、 雇:雇用経済部、 観:観光部、
県:県土整備部、 企:企業庁、 病:病院事業庁、 教:教育委員会、　警:警察本部
○　審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室	総務地域連携交通常任委員会	301 委員会室
	政策企画雇用経済観光常任委員会	302 委員会室
	環境生活農林水産常任委員会	201 委員会室
	医療保健子ども福祉病院常任委員会	501 委員会室
	防災県土整備企業常任委員会	202 委員会室
	教育警察常任委員会	502 委員会室

資料11

令和７年 定例会日程

月　日	曜	日程		備　考
5月　9日	金	休 会		代表者会議 議会運営委員会
10日	土			
11日	日			
12日	月	休 会		
13日	火	休 会		代表者会議
14日	水	休 会		代表者会議
15日	木	休 会		代表者会議 議会運営委員会
16日	金	本会議	役員選出(5月会議)	
17日	土			
18日	日			
19日	月	休 会		
20日	火	休 会		
21日	水	休 会		代表者会議
22日	木	委員会	所管事項説明〔総務地域連携交通、環境生活農林水産〕	
23日	金	委員会	所管事項説明〔防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院〕	
24日	土			
25日	日			
26日	月	委員会	所管事項説明〔政策企画雇用経済観光、教育警察〕	
27日	火	休 会		議会運営委員会
28日	水	休 会		
29日	木	委員会	特別委員会(年間活動計画策定)	
30日	金	休 会		
31日	土			
6月　1日	日			
2日	月	休 会		
3日	火	本会議	議案上程(6月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
4日	水	休 会		
5日	木	休 会		
6日	金	本会議	議案質疑	議会運営委員会
7日	土			
8日	日			
9日	月	休 会		
10日	火	本会議	一般質問	
11日	水	休 会		
12日	木	本会議	一般質問	
13日	金	休 会		
14日	土			
15日	日			
16日	月	本会議	一般質問	
17日	火	休 会	(予算決算常任委員会総括質疑)	
18日	水	委員会	付託議案審査〔**政策企画**雇用経済**観光**、**防災**県土整備企業、**医療保健**子ども福祉病院の各常任委員会・分科会	
19日	木	委員会	付託議案審査〔総務**地域連携交通**、環境生活**農林水産**、**教育**警察の各常任委員会・分科会	
20日	金	委員会	付託議案審査〔政策企画**雇用経済**観光、防災**県土整備企業**、医療保健**子ども福祉病院**の各常任委員会・分科会	
21日	土			
22日	日			
23日	月	委員会	付託議案審査〔**総務**地域連携交通、**環境生活**農林水産、教育**警察**の各常任委員会・分科会〕	
24日	火	休 会	(常任委員会予備日)	
25日	水	休 会	(委員会等予備日)	
26日	木	休 会	予算決算常任委員会(採決)	
27日	金	休 会		代表者会議 議会運営委員会
28日	土			
29日	日			
30日	月	本会議	採決(6月定例月会議)	

※ 請願陳情の受理
・ 6月3日(火) 午後5時

※文書による質問ができる期間
3月22日(土)～ 6月2日(月)

資料12

三重県議会傍聴規則の一部改正について

第１　改正の内容

社会情勢の変化等を踏まえ、傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項について、規定の整理等をするものである。

第２　施行期日

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

三重県議会規則第　号

三重県議会傍聴規則の一部を改正する規則

三重県議会傍聴規則（昭和三十九年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（傍聴席に入ることができない者） 第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 一　ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者 二　前号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者 三　（略） 四　その他会議を妨害することが明らかであると認められる者 2　議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。 3　（略） （傍聴人の守るべき事項） 第十条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 一　静粛にすること。 二　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。 三　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。 四　（略） 五　その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。	（傍聴席に入ることができない者） 第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。 一　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者 二　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者（議会が管理する防災用のヘルメットをその用途に応じて着用する者を除く。） 三　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者 四　（略） 五　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 2　議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。 3　（略） （傍聴人の守るべき事項） 第十条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 一　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 二　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと（議会が管理する防災用のヘルメットのその用途に応じた着用を除く。）。 三　大声を発する等騒ぎ立てないこと。 四　楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。 五　（略） 六　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

資料 13

三重県議会委員会傍聴規程の一部改正について

第１　改正の内容

社会情勢の変化等を踏まえ、傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項について、規定の整理等をするものである。

第２　施行期日

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

三重県議会訓令第　号

三重県議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

三重県議会委員会傍聴規程（平成18年三重県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（委員会室に入ることができない者）	（委員会室に入ることができない者）
第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。	第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員会室に入ることができない。
(1)　ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者	(1)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
(2)　前号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者	(2)　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者（議会が管理する防災用のヘルメットをその用途に応じて着用する者を除く。）
	(3)　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類を携帯している者
(3)　（略）	(4)　（略）
(4)　その他委員会を妨害することが明らかであると認められる者	(5)　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
2　委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。	2　委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
3　（略）	3　（略）
（傍聴人の守るべき事項）	（傍聴人の守るべき事項）
第11条　傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。	第11条　傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(1)　静粛にすること。	
(2)　委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。	(1)　委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
	(2)　はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと（議会が管理する防災用のヘルメットのその用途に応じた着用を除く。）。
	(3)　大声を発する等騒ぎ立てないこと。
(3)　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。	(4)　楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。
(4)　（略）	(5)　（略）
(5)　その他委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。	(6)　その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。